附則第四条から第十条までを次のように改める。

第四条から第十条まで　削除

附則第三十条の二中「同項第一号」を「第一号」に、「その給料に係る所要掛金の率（第二十八条第五項及び第六項」を「その所要掛金の率（第二十八条の二第一項及び第二項」に、「給料と」を「標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と」に改め、「（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合をいう。以下この条から附則第三十条の二の五までにおいて同じ。）」及び「給料に係る所要掛金の率の平均値以上であり、かつ、その期末手当等に係る所要掛金の率（第二十八条第五項及び第六項の規定の例により算定した短期給付及び介護納付金の納付に係る期末手当等と掛金との割合をいう。以下この条及び次条において同じ。）が全ての構成組合に係る期末手当等に係る」を削り、「次に掲げる金額の合算額」を「当該調整組合の当該事業年度における組合員の標準報酬等合計額の総額に当該調整組合の当該事業年度における所要掛金の率（当該所要掛金の率が法附則第十四条の三第一項第二号の基準として定められた率を超えるときは、その率）から当該事業年度の調整基準率（全ての構成組合に係る所要掛金の率の平均値を勘案して市町村連合会が総務大臣の承認を受けて定める率をいう。）を控除して得た率を乗じて得た金額」に改め、同条各号を削る。

附則第三十条の二の二中「同項第二号」を「第二号」に、「給料に係る所要掛金の率が」を「所要掛金の率が」に改め、「給料に係る率を超え、かつ、その期末手当等に係る所要掛金の率が同号の基準として定められた期末手当等に係る」を削り、「次に掲げる金額の合算額」を「当該特別調整組合の当該事業年度における組合員（継続長期組合員、任意継続組合員及び特例退職組合員を除く。）の標準報酬等合計額の総額に当該特別調整組合の当該事業年度における所要掛金の率から当該事業年度における法附則第十四条の三第一項第二号の基準として定められた率を控除して得た率を乗じて得た金額」に改め、同条各号を削る。

附則第三十条の二の五第一項中「法第百十三条第五項に規定する職員団体をいう。）」を削り、「、特例退職組合員及び特例継続組合員」を「及び特例退職組合員」に、「第一号の二」を「第二号」に、「同条第五項から第七項まで（これらの規定が」を「同条第六項（」に、「給料（法第百十四条第三項及び第四項の規定によりその月の掛金の標準となつた給料をいう。）の額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た額の総額とその月の期末手当等（法第百十四条第三項及び第四項の規定によりその月の掛金の標準となつた期末手当等をいう。）の総額との合計額」を「標準報酬等合計額の総額」に、「金額を」を「金額を」に改め、同条第二項各号を次のように改める。

一　法附則第十四条の三第一項第一号に掲げる事業及び前条の規定により市町村連合会が行う事業に要する費用　それぞれの月以前三月の組合員の標準報酬等合計額の総額にこれらの事業に要する費用の額を勘案して市町村連合会が定める率を乗じて得た金額に相当する金額の拠出金

二　法附則第十四条の三第一項第二号に掲げる事業に要する費用　それぞれの月以前三月の組合員（継続長期組合員、任意継続組合員及び特例退職組合員を除く。）の標準報酬等合計額の総額に当該事業に要する費用の額を勘案して総務大臣が定める率を乗じて得た金額に相当する金額の拠出金

三　法附則第十四条の三第一項第三号に掲げる事業に要する費用　それぞれの月以前三月の組合員の標準報酬等合計額の総額に当該事業に要する費用の額を勘案して市町村連合会が定める率を乗じて得た金額に相当する金額の拠出金

附則第三十条の二の六の次に次の一条を加える。

（特例退職組合員の標準報酬の日額）

第三十条の二の六の二　特例退職組合員の標準報酬の日額は、その者の標準報酬の月額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）とする。

附則第三十条の二の七を次のように改める。

（特例退職組合員に係る費用の負担の特例）

第三十条の二の七　特定共済組合に係る法第百十三条第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	各組合ごとに当該組合を組織する職員	各組合ごとに当該組合を組織する職員（附則第十八条第三項に規定する特例退職組合員（以下この項及び次項において「特例退職組合員」という。）を含む。）
第一項第一号	、当該組合を組織する職員	、当該組合を組織する職員（特例退職組合員を含む。）
	掛金	掛金（附則第十八条第五項に規定する特例退職掛金（次号及び次項において「特例退職掛金」という。）を含む。）
第一項第二号	掛金	掛金（特例退職掛金を含む。）
第二項	組合員の掛金	組合員の掛金（特例退職掛金を含む。）
第二項第一号及び第二号	負担金百分の五十	負担金百分の五十（特例退職組合員に係るものにあつては、特例退職掛金百分の百）

附則第三十条の二の十一を次のように改める。

第三十条の二の十一　特例退職組合員に係る法第五十四条の二、第五十六条第一項、第六十一条第一項、第六十三条第二項、第六十五条第一項、第六十六条及び第六十九条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十四条の二	退職後に生じた場合には、退職の日	附則第十八条第三項に規定する特例退職組合員（以下第六十九条第二項までにおいて「特例退職組合員」という。）の資格を喪失した後に生じた場合には、特例退職組合員の資格を喪失した日の前日
第五十六条第一項	負傷	負傷（特例退職組合員となつた後における病気及び負傷を含む。以下この款において同じ。）
第六十一条第一項	退職した	特例退職組合員の資格を喪失した
第六十三条第二項	が退職後	が特例退職組合員の資格を喪失した日から起算して
	、退職後	、特例退職組合員の資格喪失後
第六十五条第一項	公務によらないで死亡した	公務によらない死亡（特例退職組合員となつた後における死亡を含む。）をした
第六十六条	が退職後	が特例退職組合員の資格を喪失した日から起算して
	、退職後	、特例退職組合員の資格喪失後
第六十九条第一項	勤務	労務
第六十九条第二項	退職した	特例退職組合員の資格を喪失した